

(注) 本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

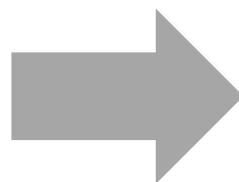
自然現象等対策



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.52

竜巻が襲来すると発電所近くの車や資材は飛ばされて設備を壊してしまうおそれがあるが、それらを退避する場所は確保しているのか、また、退避できない場合に備え、どのような対策を検討しているのか。



第16回ワーキング
(2020.2.7)
第28回ワーキング
(2024.7.23) で議論

ワーキングチーム検証結果

竜巻により車両が飛来物とならないよう、竜巻襲来予測時に車両を遠くへ退避するためのエリアを確保すること、退避しない車両は十分な強度を有する装置で固縛することを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

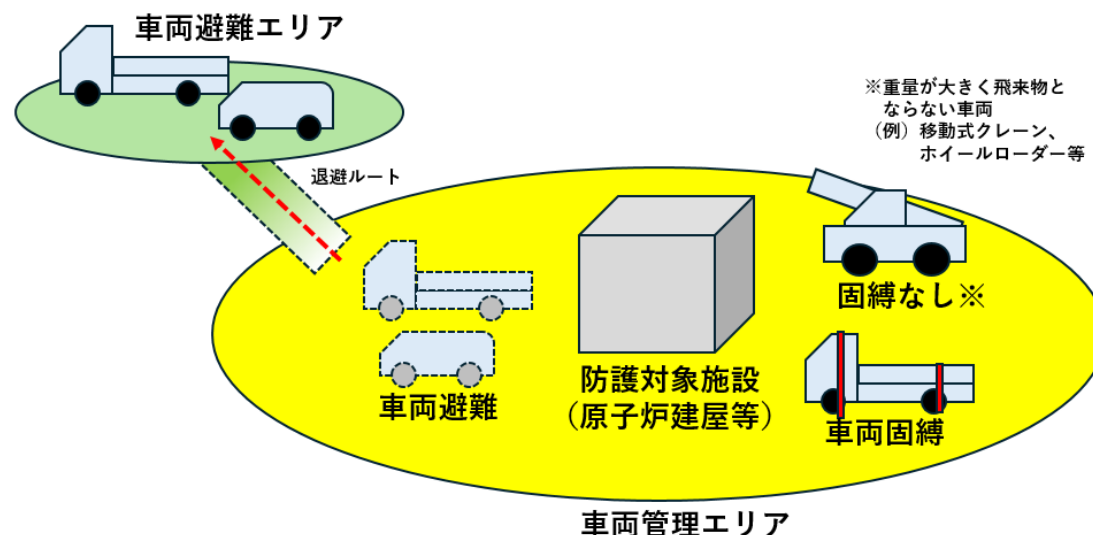
○ 竜巻に対する車両の管理

【平時の車両管理】

- ・竜巻襲来時に備え、発電所構内には、竜巻による影響から防護する必要のある施設（原子炉建屋など）から**一定の範囲内を車両管理エリアとして設定**
- ・車両管理エリア内に駐車する車両は、作業員が近くにいてすぐに車両を退避させられる場合や重くて飛来物とならない大型車両を除いて**原則固縛する。**
- ・車両を固縛する装置は、風速100m/sの竜巻にも耐えられるよう設計

【竜巻襲来時の対応】

- ・ 固縛していない車両は、竜巻準備体制発令時に**直ちに固縛又は退避**を行う。
- ・ 車両を退避するエリアは、**竜巻襲来までの時間余裕30分に対し最長17分で移動可能**であり、かつ**想定される退避車両数80台に対し十分余裕のある面積（大型車両300台分）を有する場所を平常時から確保**



竜巻準備体制発令時の対応イメージ